

南九州市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市規則第25号

南九州市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

南九州市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年南九州市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 相談支援専門員の項の次に次のように加える。

基幹相談支援センター相談員	〃	2	14	2	30
---------------	---	---	----	---	----

別表第 1 中「適応指導教室指導員」を「教育支援センター指導員」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。